

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## サケ資源の管理権限の獲得を目指すユーコン川流域 先住民社会の取り組み

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-05-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井上, 敏昭 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00006023">https://doi.org/10.15021/00006023</a>

# サケ資源の管理権限の獲得を目指す ユーコン川流域先住民社会の取り組み

井上 敏昭  
(城西国際大学)

- |                       |                                   |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 1 はじめに                | 6 ユーコン水系のサケ資源管理を巡る問題—科学的説明と伝統的説明  |
| 2 ユーコン川とそのサケ資源        | 7 ユーコン水系のサケ資源管理を巡る問題—生活領域の外での漁獲活動 |
| 3 ユーコン水系流域の先住民社会      | 8 ユーコン川流域の先住民社会の試み                |
| 4 資源としてのサケ            | 9 おわりに                            |
| 5 中流域先住民グイッチンによるサケの利用 |                                   |

## 1 はじめに

北太平洋を取り囲む極北・亜極北地帯の諸先住民社会は、伝統的にサケを食料や生活用品の素材として利用してきた。そのうち、海岸地域を生活圏とする社会は、海や河川の河口部で漁撈活動を行ったが、サケ資源の伝統的利用者はかれらだけではなかった。サケが遡上する河川の流域を伝統的生活圏とする内陸の先住民社会もまた、食料資源としてだけでなく、社会関係の維持・更新に必要な「社会資源」としてサケを活用してきたのである(井上 2008)。

本稿では、「海洋」資源でもありながら、内陸部の先住民社会で伝統的に利用されてきたユーコン川を遡上するサケを巡る資源管理について考察を試みる。まずユーコン川を遡上するサケ、とくにマスノスケの資源としての特徴とそこに起因する問題について整理する。次に、ユーコン川中流域の先住民社会によるサケの捕獲と利用、分配について、現地調査に基づいて民族誌的事実を記述するとともに、当該社会におけるサケ資源の重要性について分析する、さらに、近年のサブシステム利用への制限に対するかれらの主張を検討する。最後に、ユーコン川流域の先住民社会による新たな活動について報告し、サケ資源の管理権の(再)獲得にむけた彼らの戦略について考察を試みる。

## 2 ユーコン川とそのサケ資源

まず今回の事例の舞台であるユーコン川について概観しておきたい。ユーコン川は、

全長3000km以上の長さを持つ北米大陸でも有数の規模を持つ河川であり、排水域面積も約84万平方キロメートルと北米大陸有数の広さを持つ。カナダのブリティッシュ・コロンビア州北部を水源とし、途中数多くの支流を合流させつつ、同国ユーコン準州を經由して、合衆国アラスカ州の内陸部に入り、同州西部の河口からベーリング海に注ぐ国際河川である。支流を含むユーコン水系流域の地理的環境は、針葉樹林あるいは混交林と湿地で構成される広大な平原や緩やかな傾斜地、低山地帯、ブルックス山脈やアラスカ山脈の一部を含む山岳地域など多岐に渡る。とくに高低差が少ない地域では、河川は頻繁に流れを変え、三日月湖などの湖沼や副流を作り出す。また寒冷な亜極北地域を流れるため、多くの地域で毎年結氷と解氷を繰り返し、解氷期には洪水が多発する。

ユーコン川には、毎年マスノスケ (*Oncorhynchus tshawytscha*)、シロザケ (*O. keta*)、ギンザケ (*O. kisutch*) といったサケ属 (*Oncorhynchus* sp.) の魚 (以下、総称してサケと呼ぶ) が産卵のために遡上する。

### 3 ユーコン水系流域の先住民社会

ユーコン水系の流域では、ヨーロッパ人の到来以前から先住民が生活を営んできた。上流域に住む北西海岸先住民のグループである内陸トリングット (Inland Tlingit) から、中～下流域のタギッシュ (Tagish)、ハン (Han or Han Hwech' in)、北トゥショーニ (Northern Tutchone)、南トゥショーニ (Southern Tutchone)、アッパー・タナナ (Upper Tanana)、グウィッチン (Gwitchin or Gwich' in)、コユコン (Koyukon) といった北方アサバスカン (Northern Athabaskan) 系の諸集団、河口部のセントラル・ユピック (Central Yup'ik) やチュピック (Cup'ik) といったエスキモー系の諸集団まで、言語や社会的伝統が互いに異なる諸民族集団が、伝統的にユーコン水系流域を生活圏としてきた。第6節で述べるユーコン川流域先住民政府間協議会 (Yukon River Inter-Tribal Watershed Council: 以下 YRITWC と記述する) は、現在流域圏のカナダ側に14、合衆国側に62の先住民政府が存在し、2万人以上の先住民が居住しているとしている (Yukon River Inter-Tribal Watershed Council 2002)。

ユーコン水系の流域圏は広大で自然環境も多様でありそれぞれの地域で利用できる資源にも違いがあるため、先住民の生活形態も地域ごとに異なり、言語や物質文化にも違いがみられる。しかし、すべての社会で何らかの形で狩猟、漁撈、採集活動を行って食料を獲得する伝統を有している。ヨーロッパ人との接触史が比較的短いことや、狩猟・漁撈活動が可能な環境・資源状態が保全されていることから、この地域の先住民の多くは、現在でも日常のかつ活発に狩猟・漁撈活動を行っている。また両国の法律やユーコン準州、アラスカ州の条例においても、先住民あるいは先住民を含めた地域住民に対して、サブシステム権、魚類を含む動物資源の優先的利用権が認められている。これら

の活動への食料依存率は集落によって差があるが、YRITWCは地域先住民が消費する食料の50%強を供給していると主張している。

ユーコン水系流域の先住民社会は、単に狩猟・漁撈・採集活動を行うだけでなく、狩猟・漁撈対象の動物や魚類と神話的な結びつきを持つとともに、獲物を自社会内で分配しあるいは他の先住民社会との伝統的交換に用いるような文化的社会的伝統を有しており、そのような伝統を継承していることが当該の民族集団成員のアイデンティティの源になっている例が多い。つまり、国家のなかで辺境に住むマイノリティであるこの地域の先住民にとって、自分たちの生活圏で行う狩猟・漁撈・採集活動は、日常生活の一部であるとともに、文化的社会的伝統やアイデンティティとも深くかかわる活動であるといえる。かれらにとって、このような活動を継続することやそのための環境を維持することは、単なる食料供給の問題を超えた社会的重要性を有しているのである（例えば Inoue 2001を参照）。

ユーコン水系流域の先住民とヨーロッパ人との接触は18世紀に開始されるが、当初は探検家などによる散発的な接触が主で、ユーコン川水源部のトリンギット社会など一部の例外を除くと、ヨーロッパ人と継続的に交渉するようになったのは、19世紀半ばに毛皮交易が開始されて以降のことであった。続く19世紀末には、ゴールドラッシュをきっかけとして、国境の両側で金や銅などの鉱山開発が進行し、移民が発見した鉱山の所有権を確定させるため、ユーコン準州およびアラスカ州の双方で民政への移行がはかられ、その結果ヨーロッパ系の移民による土地所有が既成事実化した。この際に先住民の土地権についてはあいまいなまま放置され、後に先住民土地権請求問題が生じる原因となった。その後ユーコン水系流域圏をふくむ北米極北地域には、合衆国とカナダの双方において国家行政が浸透し、この地域に住む先住民は国家のなかのマイノリティとして位置付けられるに至った。現在のユーコン流域先住民は、合衆国あるいはカナダのいずれかの国民としてそれぞれの法の下で生活しており、当然かれらの狩猟・漁撈・採集活動も、各国の法によって規制されている。

## 4 資源としてのサケ

前述のように、ユーコン水系には、マスノスケ、ギンザケ、シロザケが遡上する。流域の先住民社会が利用する場合、この3種は基本的に資源として同様の特徴と問題を抱えていると考えられる。ここでは、マスノスケを例に、その資源としての特徴を概観する。

ユーコン川のマスノスケは、最上流域であるカナダのホワイトホース近くで孵化した後、川から海に下り、北太平洋で平均3～4年過ごした後、再び産卵のため母川を遡上する。この途上の各地で、マスノスケは人間による獲得活動の対象となる。まず、海洋

では、マスノスケは大規模な商業的捕獲の対象となっていたが、1993年に発効した「北太平洋における遡河性魚類の系群の保存のための条約」によって、北緯33度以北の公海でのサケ・マス漁が禁止されることになった。その一方で、タラなどを対象としたトロール漁において、マスノスケなどのサケが混獲されてしまっていることが問題になっている。これについては、資源を根絶やしにする漁法として、内陸先住民社会から非難されている。とくに2010年前後から、ユーコン水系ではマスノスケの記録的な不漁に見舞われており、近藤（2015）によると、アラスカ州クスコクウィム川南流沿岸の集落ニコライでは、先住民漁撈者から、この不漁の原因として上記のような混獲が問題視されているという。

マスノスケは、河川に入ると産卵地までエサをほとんど食べずに遡上するので、食料資源としての状態は、下流ほど良好で、上流に行くにしたがって劣化する。また、マスノスケは下流から上流へ一方向に移動することになるので、下流域での資源獲得活動の在り方が、上流域での資源量に大きな影響を与えることになる。河口部では先住民社会によるものを含めて、商業利用が盛んに行われており、それは中～上流域の生計利用しか行わない先住民社会にとっては、自身の獲得地点に到達するマスノスケの資源状態を左右しかねない大きな懸念事項となる。そのため、中～上流域の先住民社会は、河口部での商業利用の状況、とくに合衆国政府及びアラスカ州政府による商業漁業の規制の在り方に多大な関心を払っている。前述のように、漁獲規制の基本原則として、先住民を含む流域住民の生計利用には商業・スポーツ目的の捕獲に対する優先権が与えられているが、後述のようにかれらのニーズを満たすのに適さない規制がたびたびなされることに対し、中～上流域の先住民は不信感を抱いている。立場を変えてみれば、河口部の先住民社会は、中～上流域での生計利用分（および漁獲を免れて産卵地へ到達する分＝エスケープメント）の確保の名目で、サケの漁獲を頻繁に規制され、目の前を通過する状態の良いサケを獲れなくなるため、やはり不満が募ることになる。ここには、同じ先住民同士であっても、潜在的な不安や対立が醸成される素地が存在しているといえる。

このような関係性は、そのまま合衆国とカナダとの国家間関係にも当てはまる。ユーコン川のマスノスケは、合衆国アラスカ州の河口から溯上を開始して、長くアラスカ内陸部を遡ったのち、最後にカナダの産卵地に到達する。カナダの側から見ると、もともと自国の産卵地で孵化したマスノスケが、合衆国の海洋や河川流域で先に捕獲されてしまうことになる。そのため米加両国は、サケの漁獲量割当を巡って長年にわたり対立していた。ここでは、単純に両国間での捕獲量をどのように配分するかだけでなく、将来にわたって資源量を維持することができるよう一定量のマスノスケをカナダの産卵地に送り届けるために、両国を通じた捕獲総量をどのように設定し、それをどのように配分するかが争点となっていた。しかも、北米大陸北西海岸にそそぐフレーザー川など、他の河川を産卵地とするサケの資源管理が先行して両国で協議されていたため、ユーコン

川のサケのみを取りあげて協議することはできず、資源利用の量的規制やその方法を巡って、両国間でのルール作りには長い年月を要した。1980年代よりサケ漁獲活動の制限と資源の包括的管理の枠組み作りの努力がなされ、その結果、1985年に「太平洋サケ条約」が締結されたが、ユーコン川のサケについての合意にはさらに時間を要し、2002年になってようやく太平洋サケ条約の一部として「ユーコン川サケ協定」が締結されるに至った。その間、先住民社会は十分に自社会のニーズに基づいた主張を展開しえたとは言い難い。

## 5 中流域先住民グイッチンによるサケの利用

本節では、著者の現地調査で得られた資料に基づいて、ユーコン川中流域を生活圏とする先住民グイッチン (Gwich'in) によるマスノスケの利用に関する民族誌的事実を記述するとともに、そこから当該社会におけるサケ資源の現代の生活における重要性について考察する。

北方アサバスカンであるグイッチンは、ヨーロッパ人と接触する以前から、北米亜極北のタイガ地域、現在のアラスカ州内陸部からカナダの北西端に至る地域を生活圏としてきた狩猟採集文化を有する先住民である。グイッチンの伝統的生活圏は、のちに国境線が引かれた結果、合衆国アラスカ州とカナダ北西準州およびユーコン準州に分断されることになったが、本稿で取り上げるのは、アラスカ側でサケ漁を行っている人々である。

かれらはヨーロッパ人と接触する以前から、この地域で、カリブー (*Rengifer tarandus*)、ヘラジカ (*Alces alces*)、カンジキウサギ (*Lepus americanus*)、ビーバー (*Castor Canadensis*)、マスカラット (*Ondatra zibethicus*) などといった哺乳類や、渡り鳥をはじめとする鳥類を対象とした狩猟活動、ユーコン川を遡上するサケやその他の淡水魚を対象とした漁撈活動、クランベリーをはじめとするしょう果類など食用植物の採集活動を行って食料を獲得してきた。19世紀の半ばからの毛皮交易期をへて、第二次世界大戦前後に半移動生活から年間を通して定住する生活に移行したのちも、多くのグイッチンは伝統的生活圏内の集落に居住し続けている。かれらは、他の合衆国あるいはカナダの国民と同様、電化製品や自動車を使い、生活に必要な物品を集落や近隣都市の商店あるいは通信販売などを通じて購入する生活をしているが、その一方で、狩猟・漁撈・採集活動は、特別な機会だけではなく、現在でも活発かつ日常的に行っている。

グイッチンは、カリブーの肉やサケなどのように、自分自身が狩猟・漁撈・採集活動を行って自分たちの生活圏から直接獲得した食料のことを、英語で real food (以下、リアル・フードと表記する) あるいは traditional food, bush food, Indian food などと言い表す。リアル・フードは、現在でも頻繁に食卓に上がる日常食であり、決して特別な機会にの

み供されるのではない。前述のように YRITWC は、このような食料が、ユーコン水系流域先住民社会の食料供給の50%強を占めると主張している。グイッチン社会でも同様に、筆者が調査滞在中に自宅などでグイッチンとともにした食事の機会のうち、ポトラッチなど特別な儀礼の機会を除いても、約78%が食材として何らかのリアル・フードを含んでいた。

かれらは、店舗などから購入する食品と対比して、リアル・フードを非常に高く評価する。リアル・フードについては「自分たちが本来食べるべきもの」、「これを食べていると健康」、「これを食べないと空腹が取まらない」などと説明する。一方、店で購入する食品については、中高年以上を中心に「あくまで代用食」だと述べる人が多く、「習慣性があり身体や精神に悪影響がある」、「毒である」などと形容することすらある。

グイッチンにとってリアル・フードは、あくまでもシェアリング、すなわち分配しあうべきものであり、金銭で売買するべきものではない。獲物が獲れると、かれらは他の住人にそれらを分配する。さらにその分配を受け取った人が、二次分配を行う、ということをし繰り返していき、社会のすみずみまで獲物が行きわたっていくことになる。分配の範囲は、血縁などの社会関係を通じて、集落社会の外に及ぶ。サケに関して言えば、漁撈活動が可能なユーコン川河畔の集落に住むグイッチンは、サケが獲れない集落や都市部のグイッチンにサケを分配することが期待されている。その一方、購入した食品に関しては、そのような明確な規制は存在しない (Inoue 2001: 94-95)。

グイッチン社会では、きわめて特殊な状況でない限り (井上 2008: 56-60)、この分配行為に対して、金銭や物品、サービスなど何らかの代価がその場で支払われることはない。そのような行為は、「お前とは今後付き合う必要がない」という意思表示ととられかねない。すなわち、グイッチン社会での分配のやり取りは、この社会の成員同士が、潜在的な相互扶助をともなった良好な関係をとり結んでいることを互いに確認し、さらに、それを今後も維持していこうという意思表示をする機会になっているのである。このような食の社会的機能が、リアル・フードすなわち伝統的な狩猟・漁撈・採集活動によって獲得された食物において顕著であることは注目に値する。

さらに、「狩猟・漁撈・採集活動を現在でも行い、さらにその獲得物を代価なく分配するような社会的慣習を維持している」ということは、グイッチンにとって、合衆国やカナダの社会のなかで「自分たちが何者であるか」というアイデンティティを規定する重要な要素にもなっている (Inoue 2001)。

グイッチンが利用するサケは、マスノスケ、シロザケ、ギンザケの3種である。このなかで、人間の食料として一番重視されているのは、かれらの生活圏に6月の1ヶ月を中心に到達するマスノスケである。次に重要なのがシロザケで、なかでも8月下旬に生活圏に到達する fall chum と呼ばれるものは、人の食用としても供されることも多い。他のサケは、飼い犬のエサなどに供されることが多い。

グイッチンが集落に完全に定住するようになる20世紀半ば以前は、マスノスケの遡上がかれらの生活圏に到達する時期になると毎年、いくつかのの拡大家族の成員が漁獲バンドを形成し、河川の漁獲ポイント近くにフィッシュキャンプと呼ばれる作業拠点を設け、マスノスケの捕獲と燻製処理などの保存加工の作業を集中的に行って、シェアリングに回す分を含めて翌年までの消費分を確保していた。20世紀半ばに集落に定住するようになり、また船外機付きボートが普及するようになると、フィッシュキャンプを設ける機会は減少し、代わって、集落から毎日ボートで出かけて行って仕掛けた漁具からサケを回収しそれを集落に持ち帰って保存加工の作業をする方法に移行した。

グイッチンは、マスノスケを捕獲する漁具として、周囲に自生するヤナギなどで製作した築を用いていたが、20世紀初頭、ユーコン川流域の各地にフィッシュホイールと呼ばれる捕獲用の水車や工業製品の刺し網が紹介されると、グイッチンの社会にもすぐに普及した。現在のグイッチンは、通常このふたつのいずれかを用いてマスノスケ漁を行う。

フィッシュホイールは、水流によって掬いカゴがついた水車が回転し、泳いでいるサケを掬い上げて、側面に取り付けられた捕獲箱に滑り落としていく仕組みを持つ大型の漁具である。流域に自生する針葉樹と工業製品の金属製あるいはナイロン製の網を用いて製作し、ボートで曳航して漁獲地点に移動する。大がかりな仕掛けだが、慣れた成人男性が夏季の日照時間が長い時期にかかりきりで作業をすると、2～3日で完成させることができる。また持ち主が使用しなくなった古いフィッシュホイールを、その人の了解を得て譲り受けたり借りたりし、修理したうえで使用することもある（写真1と2）。

これらのフィッシュホイールや漁網を用いると、遡上のピーク時には、1日でサケが



写真1 グイッチンの漁撈者がユーコン川でサケ漁に用いるフィッシュホイール  
(2006年8月筆者撮影)



写真2 ギッチンの漁撈者がフィッシュホイールを漁獲ポイントまで船外機付きボートで曳航して移動する (2006年8月筆者撮影)

5匹前後、まれに10匹以上かかることもある(写真3)。複数のギッチンの証言を平均すると、1人につき10~20匹も確保すれば充分1年間食べる量をまかなえるという。シェアリングにまわす分としてさらにその倍の量を確保したとしても、遡上が良い年には漁期の途中で捕獲作業をやめてしまうことが多い。ある初老の男性を例にとると、2001年には6月7日から18日までマスノスケの漁獲活動を続け、その後は漁期中であるにもかかわらず、網を引き上げてしまった。このように必要以上は獲らないというギッチンの伝統的な行動規範が現在でも観察できる。この間少ない日でも1匹、多い日では15匹のマスノスケがかかっており、漁獲総数は73、毎日平均約6匹のマスノスケを獲ったことになる。このうち手元に残したのは19匹のみで、残りの54匹はシェアリングにまわしている。2003年に同じ男性は、6月20日から7月7日まで漁網を仕掛け、マスノスケの漁獲は111匹であったが、2001年に比べて漁獲量が増加したのは、息子2人と網を共同利用するようになったこと(つまり息子2人の家族分を確保する必要があったこと)、そのため、1日2回にわたって網を見回った日が多かったことが理由だとのことだった。うち息子分を含めて手元に残したのは47匹で、残り64匹は他者に分配している。

獲ったマスノスケは、切り分けただうえて、針葉樹の枝葉や朽木の深部などをスモーク・チップに用いて燻製して保存する(写真4)。最近では、燻製にしたサケにブラウンシュガーなどを加えて密閉できる瓶に詰めたものを製作する(写真5)。これはサーモン・ジャーと呼ばれ、開封しない限り常温で保存できるので、人に譲渡するのに適している。



写真3 ギッチンの漁撈者とかれがフィッシュホイールで捕獲したマスノスケ (1989年7月筆者撮影)



写真4 ギッチンが加工したマスノスケの燻製。日本における「とば」に近い (2012年3月筆者撮影)

また、現在では、ほぼすべての家庭に大型の冷凍庫が普及しているので、生のまま冷凍庫に入れて保存することも多い。

このようにみていくと、マスノスケにはリアル・フードの中でも際立った特徴があることがわかる。まず通常の遡上量であれば、安定した漁獲量が見込め、自家消費分に加



写真5 サーモン・ジャー (2007年9月筆者撮影)

えてシェアリングに供する分も、毎年グイッチン社会に供給されることが見込める。つまり、マスノスケ漁の時期には、グイッチン社会内でリアル・フードのシェアリングが定期的に活性化されるといえる。加えて、マスノスケが、同じリアル・フードであるヘラジカやカリブーなどの大型哺乳類と比べて、加工、保存が比較的容易であり、また譲渡しやすい大きさや形態であるため、シェアリングをより活性化することも指摘できる。マスノスケについては、伝統的な保存法である燻製に加え、譲渡しやすいサーモン・ジャーのような加工法が開発されているほか、冷凍庫の普及によってサケを丸のままやり取りすることも可能になっている。一方、ヘラジカやカリブーの場合は、入手できるのがまれであるうえ、解体して冷凍保存に適した形状に切り分けるのにも技術を要する。このようにサケは形態や技術に関して分配しやすい特徴を有していることがわかる。

さらに、マスノスケを含むサケ漁が多様な人に開かれた活動であることも重要である。まず、サケ漁には性別に関連する禁忌は存在しないので、漁具からの回収作業は女性が行っても全く差支えない。加えて、漁具を所有していれば、高齢や障がい等を有するなどの理由で実際に回収作業に従事することが困難であっても、他者に作業を依頼することで漁果の一部を安定的に手に入れることができ、シェアリングにおいては分配者の立場に立つことが可能となる。一方、ヘラジカやカリブー猟の場合は、サケ漁に比べると閉じた活動といえる。まず、伝統的禁忌によって狩猟者は男性に限定されてきた。現在ではその禁忌も薄れ、集落近くに迷い込んだヘラジカを高齢女性が銃で撃って捕ったという話も聞かれるようになったが、それらはあくまでも偶然に遭遇した事例に限られる。伝統的な価値観では、女性は銃やナイフ、野営用品など、狩猟に用いる男性の道具に触れることさえ禁じられていた。さらに、ヘラジカやカリブーを目的とした狩猟は、捕獲

に必要な追跡・射撃技術だけでなく、ブッシュでの生活技術や寒冷な気候下で活動し肉などの重量物を運搬するための体力が必要であるため、禁忌が薄れた現在でも猟行に赴くのは健康な成人男性にほぼ限定される。このため、女性や身体機能が低下した高齢者、あるいは障がい者が分配者の立場に立つことができるのは、家族が狩猟に成功した場合での二次分配などの機会に限られる。

以上のように、グイッチン社会におけるサケとは、毎年大量に供給され、多くの人が分配者と被分配者になることができる条件を備えた食料資源であるといえる。伝統的なアイデンティティに加え、近年では石油開発への反対運動の影響から、グイッチン社会におけるカリブーの文化的重要性は特筆すべきものとなっている (Inoue 2003: 200-201; 井上 2007: 113-114) が、実際にグイッチン社会でシェアリングという伝統的活動の日常性を支えているのは、サケ、なかでもマスノスケであるといえる。

このようにサケは自分で消費する分に加えてあげたりもらったりということが活発に行われるので、その分を含めて「今年はサケが十分に取れたか」ということが夏の最大の関心事となる。大漁の年には社会も活性化するが、不漁の年には社会全体に不満が蓄積することになる。

## 6 ユーコン水系のサケ資源管理を巡る問題—科学的説明と伝統的説明

現在、アラスカ州内のユーコン水系の河川を遡上するサケ資源の管理においては、国有地を流れている部分には連邦政府、その他の土地を流れている部分にはアラスカ州政府によって管理されている。連邦政府による管理とアラスカ州政府による管理とは、「サブシステム」という概念をどうとらえるかという点で違いはあるものの、双方で共通して漁獲活動を「サブシステムフィッシング (subsistence fishing)」「パーソナルユーズフィッシング (personal use fishing)」「コマーシャルフィッシャリー (commercial fishery)」、 「スポーツフィッシャリー (sports fishery)」に分類し、「サブシステムフィッシング」が他の活動に優先する、と定めている。さらに、ユーコン水系をいくつかの区間に分割し、そのそれぞれの区間の資源状態に応じて、上記の利用目的別に、漁期や使用漁具などを定めて漁獲制限をすることで「エスケープメント (escapement)」すなわち漁獲を免れて産卵地へ到達する個体数の確保を目指す点も共通している<sup>1)</sup>。ヨーロッパ人到来以前からサケを利用してきた先住民社会といえども、現在は以上のように、行政が定めた区間分割、漁法規制などの資源管理政策の下で獲得活動を行っているのが現状である。マスノスケを含むサケは、サブシステムフィッシングの対象魚に指定されているので、グイッチンのような中流域の先住民は、基本的に漁期や漁具の規制を守りさえすれば、特別なライセンスなく伝統的利用に供するための漁を行うことができる。

このような行政による資源管理は、法や行政上の手続きによって定められた「科学

的な資源量／資源状態の測定」の結果に基づいて行われる。具体的にはサケの遡上を、カウンティングソナーによる測定のほか、堰堤法（一時的に川をせき止め、個体数や性別などを記録する）や計測塔法（各地域で政府が委託する調査員が計測用の塔の上から1時間につき10分間個体数を数える）などを用いて数量的に評価し、それに基づいて各区分で漁獲活動ができる期間を限定したり、漁具を制限したりして資源の利用量を管理しようとする。

一方、グイッチンの漁撈者は、自らの経験を参照しつつ実際に現場での感覚的な認識を重視する。グイッチンの漁撈者たちにインタビューをしていると、かれらは「1か月の間に何匹獲ったか」という類の質問に対し強い不快感を示す。かれらは「そのような質問は無意味だ」と断じ、「今どこに行けばサケが獲れそうか」という質問ならすぐに答えてやる」と応じる。グイッチンの漁撈者たちは、資源状態を上記のような政府が採用している方法、すなわち「あらかじめ暦の上で設定した期間のなかでサケの個体数を勘定する」という方法で把握しようとしな。熟練した漁撈者やハンターたちによると、グイッチン社会における資源利用のあり方とは、その資源の状態をその都度注意深く観察したうえで、最適状態にあるときに獲り、そうでないときにはなるべく獲らないというものである。このやり方は、西洋的な暦に基づいてあらかじめ禁猟（禁漁）期間を定めたり、地図上にあらかじめ線を引いて獲得活動を許可する区域と禁止する区域を定めたりするやり方とは全く違った資源把握法といえる。サケ漁においてもグイッチンの漁撈者は、サケの捕獲に適した複数の河川上のポイントにおいて、水量や流れの速さ、気温や水温、個体の大きさや量、遡上の力強さといったサケそのものの状態などを総合的に現場で判断して、漁具を仕掛ける位置を変え、また漁獲活動そのものの継続の是非を判断する。あるグイッチンの漁撈者は、このことを（英語で）説明する際前者を「科学的説明 (scientific narrative)」、後者を「伝統的説明 (traditional narrative)」と表現した。また別の機会には後者を「diinjii zhuu (グイッチン語で「グイッチン」「先住民」の意) の生き方 (way of living)」と表現した。

これはもちろんグイッチンの漁撈者が「科学的説明」に基づく認識方法を理解できないということの意味するのではない。現在のグイッチンのなかには、大学などで高等教育を受けた者や軍務に就いていた経験を持つ者も多く、科学的説明・方法を十分に理解している人が大部分を占めている。かれらはむしろ、そのような「科学的説明」が、自分たちの「伝統的説明」とは、説明原理が根本的に異なっていることを明確に理解したうえで、自分たちが伝統的に培ってきた説明方法を重視しているといえるのである。かれらは、科学的な説明・方法は、この土地で実際に狩猟や漁撈の活動を行って生活するには役に立たないと主張する。サケ漁でいえば、サケの遡上という現象のなかから、多くの情報を削ぎ落とし、ただサケの数だけで資源状態を判断し、それによって数週間先の漁獲活動をあらかじめ制限する方法は、とても有効とはいえない、ということを主張

しているのである。行政機関から生態学的調査を行うため派遣されてくる研究者に関して、そのような調査に協力した経験が豊富なグイッチンはこう語る。「ここで生まれ育った我々は「生まれながらにしての生態学者」だ。フェアバンクスからくる生態学者は何も知らない。かれらはこの地に来て、動物やサケを獲って生活してみて、ようやく真の生態学者になるのだ。」

ここでグイッチンが主張するように、先住民社会を訪れて共同調査を行った研究者は、先住民のパラダイムを学び、グイッチンのいう「真の生態学者」となって、その有効性を指摘する報告書を作成するかもしれない。しかし、そこで報告された先住民のパラダイムが行政府による資源管理体制そのものに影響を与えることはない。そこではあくまでも、科学的数量的な資源把握の方法が唯一のものとして採用されており、その權威性はアラスカやカナダの先住民社会が20世紀の後半を費やして国家にその存在を認めさせた先住民権を以てしても揺るがない。先住民の主張は断片に切り取られ、「先住民の権利に配慮した」という行政手続きを満たすために貼り付けられるに過ぎないのである。

さらに、そのようなパラダイム上の齟齬だけではなく、政治的な思惑が絡んだのではないかと疑われる対立も生じている。グイッチンの漁撈者たちの証言によると、2005年のマスノスケの遡上に関して、ソナーによる計測と中・上流部での観測塔調査員からの申告の双方で、著しく遡上量が少ないことを示すデータが提出された。この結果からは、河口部での商業漁業を大幅に規制する必要性が導き出されるはずであったが、州政府の漁業狩猟局商業漁業部（State of Alaska, Department of Fish & Game, Commercial Fishery Division）は、「調査データは機器の故障によるもの」という判断を一方的に下し、上流部の先住民社会と協議を充分に行わないまま、すぐさま下流部での商業漁業の解禁を強行したという。これに対しグイッチンをはじめとする上流部の先住民社会は憤慨し州政府に対し不信感を募らせることになった。一方、州政府側も「上流域先住民社会出身の調査員は商業漁業の解禁を阻止する目的で、サケの遡上量を過少申告したのではないかと疑ったとされおり、主張は平行線をたどったままであった。

またグイッチンの生活圏を含むユーコン中流域では、例年であればマスノスケの漁期の間、漁具を週7日24時間仕掛けておくことが許されるのが通例だったが、近年では、48時間仕掛けては24時間引き上げる、など、漁撈者に多大な労力的負担を強いる方法を指示することが増えてきている。2011年には、州漁業狩猟局がマスノスケの解禁後数日で早くも数日間連続で漁網を引き上げるよう通達を出す、ということが起こった。アラスカ州漁業狩猟局による2011年度サケ漁獲活動に関する報告書（Fall et al. 2013）からは、グイッチンの居住／漁獲地域にあたる Yukon 5D のエリアでも、マスノスケの漁期の後半、禁漁（漁具の引き上げ）と解禁が目まぐるしく交代するスケジュールになっていたことが読み取れる。グイッチンの漁撈者によると、この年はその間もマスノスケの遡上は順調に続いており、その多くは捕獲できないまま上流へと向かってしまい、通常

の年であれば、2週間もあれば分配する分を含めて必要な漁獲量を確保できるはずが、その年には漁期終了ぎりぎりまで、まるひと月の間漁を継続して必要量をなんとか確保できた、ということであった。この出来事は現地では「網にサケがかかるまでは網を仕掛けておいてもよいが、サケがかかり始めたら網を引き上げろ（捕獲を禁止する）」という話だ」というふうに語られていて、サブシステム利用者のことを全く考えていない馬鹿げた命令だ、と評価されていた。これらのことからグイッチンの漁撈者たちの多くは、「サブシステム利用優先の原則とは名ばかりで、自分たちの権利には配慮されていない」と感じていた。ある人物は憤慨しつつ「商業漁業者と違って、雇用も税金も生み出さないサブシステム利用者は疎んじられているのだ。かれらはサケではなく金が大事なのだ」と語っていた。

## 7 ユーコン水系のサケ資源管理を巡る問題―生活領域の外での漁獲活動

このようなユーコン川での資源管理・利用をめぐる「科学的説明」と「伝統的説明」の間のコンフリクトのほかに、先住民たちはかれらの生活領域外における漁獲活動についても多大な関心を払っている。第2節で述べたように、サケはユーコン水系の下流から上流へ一方向に移動することになるので、下流域での資源獲得活動の在り方が、上流域での資源量に大きな影響を与えることになる。河口部では先住民社会によるものを含めて、商業利用が盛んに行われており、それは上・中流域の先住民社会にとっては、資源状態を左右しかねない大きな懸念事項となる。その一方、ユーコン川に戻ってくる前のサケの漁獲の在り方に多大な懸念を示す先住民漁撈者も多く存在する。前述のように、ニコライの先住民漁撈者は、近年のマスノスケの溯上量の減少の原因としてアジア向けの商業漁業による混獲を指摘している。また、筆者がインタビューしたグイッチンの漁撈者からも、同様の批判が提示されていた。グイッチンの漁撈者は、水産企業による漁獲の在り方を、自分たちの伝統と対比して次のように述べる。「何かを全部獲ってしまうのはよくない。少し獲って後に残すとか、獲った分を何らかの形で戻さなければいけない。日本や韓国の企業がアラスカ沿岸でやっている漁業は根こそぎさらってってしまうので後に何も残らない。これは間違ったやり方だ。」かれらは、ユーコン水系の先住民たちが捕獲制限を守っても、海での混獲が行われてしまえば、何の意味もないと感じている。

以上のような問題を解決するために、ユーコン川サケ協定に基づいて、様々なステークホルダーが集まるユーコン川流域漁撈漁業者協会（Yukon River Drainage Fisheries Association）やユーコン川パネル（Yukon River Panel）において、利害調整の場が設けられているが、少なくともサブシステム利用を目的とする先住民社会からみると、十分に機能しているとは言い難い。実際、ユーコン川パネルに関しては、アラスカ州内のグ

イッチンおよびコユコンの集落の先住民政府が組織した連合体であるアサバスカン先住民政府協議会（Council of Athabaskan Tribal Governments）が、一時会議への不参加を表明するという事まで起きており、原因として先に述べた河口部での商業漁業解禁が指摘されている。上・中流域の先住民社会のいら立ちを示す事例として注目される。

このように、もはやサケ資源の管理は、ひとつの先住民社会が単独で解決できる問題ではなくなっている。国家や地方政府、国際的な大企業といった大きな権力を有するステークホルダーのなかにあって、先住民社会の主張はなかなか顧みられないのが現状である

## 8 ユーコン川流域の先住民社会の試み

本稿の最後に、このような先住民社会の行き詰まり感を解消することを狙った一連の活動について紹介したい。

ユーコン川のような長大な河川が生活環境の重要な要素となる場合、流域の社会が単独でその改善や問題解決にあたらうとしても限界がある。しかしながら、ユーコン川流域社会の場合、互いに隣接する民族集団間では交渉史があっても、それより遠い社会との間では、連携して事を成すという経験が乏しい。加えて先に述べたように、河川の特性上、資源・環境問題における影響関係が一方的であることが問題となる。すなわち、サケの場合は先に述べたように、下流の獲得活動の在り方が上流の資源状態に影響を及ぼす。一方、水質の汚染問題であれば、逆に上流での汚染源の処理の在り方が下流の人々の環境に多大な影響を及ぼす。交渉史が乏しいだけに、そこには、潜在的な対立感情さえ生まれる素地が存在しているといえる。そこで、これらの問題の解決には、今までの生活感覚を超えた交渉と合意形成を行う努力が必要となる。

このような状況下で1997年、流域に位置する集落にそれぞれ置かれた先住民政府のうち34の政府の代表が集まり、YRITWCを組織して、水質改善や流域環境の保全・回復作業にあたることになった。現在では70の政府が署名を済ませており、ユーコン水系流域のほぼすべての先住民社会が参加する組織になっているといえるだろう。

YRITWCの理念を読み解くと、「対立しがちな各先住民社会の主張を調整し情報共有・合意形成を図り、一つの声を醸成すること」、「先住民のパースペクティブと近代的科学的手法とを統合すること」が目指されている（Yukon River Inter-Tribal Watershed Council 2002, 2003）。さらに言えば「先住民社会同士の調整や合意形成」においては、伝統的な方法をあえて用いて行う傾向が強いことが指摘できる。しかし、YRITWCには様々な文化伝統を持った先住民社会が参加しているので、特定の社会の伝統を忠実に踏襲するのではなく、参加社会の共通項を強調した方法に変換されている。つまり、各社会の間で扱いの格差が生じることを注意深く回避しつつ、先住民としての正当性と各社会間の融



写真6 YRITWCの総会の冒頭、各集落からの参加者が会議の成功を祈念する儀式に参加している。多くの人が伝統衣装を着用するなど、先住民の伝統文化の正当性、また各社会間の共通性が強調されている（2003年8月筆者撮影）

和、一体感の醸成が同時に図られているのである（写真6）。また「先住民の手法と近代的科学的手法との統合」については、環境状態の評価の方法や具体的な対策について伝統的方法と科学的方法の相互翻訳が様々なレベルで積極的に行われている。つまり、グイッチンの漁撈者が直面していた（他の先住民社会も大なり小なり経験している）パラダイム上の対立を解消する試みがなされているわけである（井上 2011: 161-163）。

YRITWCは現在、活動の主軸をユーコン川の水質改善に置いている。具体的には、生活廃棄物や汚水の処理の改善、上流域の自治体へのごみや汚水の処理方法改善勧告や、放置された廃坑や閉鎖されたレーダー基地の処理を求める運動、放置されたごみの回収と運び出しなどである（Yukon River Inter-Tribal Watershed Council 2005）。これらの活動は、YRITWCのホームページ<sup>2)</sup>などで頻繁に報告されている。

その一方、このホームページなどを閲覧しても、活動目標として大々的にサケ資源の管理が挙げられているわけではない。しかしYRITWCは、サケ資源の管理に関して流域先住民社会の利害を調整し、合意形成を図ろうと努力していた。このことを検証するために、フォート・ユーコンで2003年に開催され、サケをはじめとする水産資源の問題に取り組むことを宣言したYRITWC総会での議論を分析してみたい。

まず決議に至るまでの発言を拾ってみる。グイッチンと生活圏を接するコユコンの集落、スティーブンス・ビレッジの代表は「先住民社会は州や国の環境管理体制の確立以前から存在している」と指摘し、「先住民の意見を省みない会合で州や国の言うことをただ聴いているのではなく、宣言に忠実でなければ（自分たち独自の管理方法を作り上げなければ）ならない」と発言した。ここでは、先住民の権利を承認し資源の共同管理を

謳っているように見せながら、内実は、意思決定の場への先住民の参加をオブザーバーとしてのみに制限している州や国の体制への不満が表明されている。これと同様な意見としてグイッチンの集落ビーバーのエルダーも「自分たち先住民はこの土地で白人が到来する以前から生活する市民としての政治力を有しているはずであり、連邦政府の会合に我々が出かけていくのは元来おかしい。かれらが我々のところに来て話を聴くのがあるべきかたちである」と発言している。これは「先住民社会が行政府に配慮され管理される対象ではなく、自らが環境を管理し生活を営んでいく主体である」との主張である。

スティーブンス・ビレッジの代表は続いて、「この協議会がきちんとした手続きを経て選出された役員によって運営される正規の国際的団体であり、参加している先住民社会の権利を代表しているはず」と指摘し、「各先住民政府／社会の垣根を越えた包括的な視点で活動をすべきであり、国境を乗り越えられないような活動をすべきではない」と主張した。つまり、YRITWCは先住民の伝統的観点から見てもあるいは国際法上の定義においても正当な手続きを踏んで代表権を獲得した権威ある団体であることを自ら認識し、従来の合衆国／カナダのそれぞれの国境線の内側に閉じ込められて互いに没交渉的であった状態を脱して、流域社会全体を見据えた活動をすべきであること、つまり国境の内側に限定されず、流域社会全体がひとつの政治主体として活動すべきであることを主張したのである。それを受けてビーバーのエルダーは、「政策決定の場において各国政府と同等の権限を確保すべきであり、そのためには、流域の先住民社会全体が「ひとつの国家 (one nation)」として活動できるようにしなければならない」と発言している。ここでは、YRITWCのあり方を推し進めて、最終的には「ひとつの国家」すなわち、国際社会のなかで主権を主張できる国家に準じた連邦制的な政治主体を目指すべきだという考えが表明されている。これに関連して、他の理事やエルダーたちからは、「国や州の政府は我々を国境や州境の内側に閉じ込めることによって不当に政治力を制限している。自己統治能力がある自治政府だと認識されるよう、より大きな観点から物事を見据え、どのようにして互いに助け合えばよいか学ぶべきである」といった発言が相次いだ。なかでもカナダのカークロス／タギッシュ先住民政府の相談役は、「我々は国際法上の権威的裏づけを得るため、国連人権宣言や国際法についてより学ばなければならない」と発言し、この協議会が各国政府と対等な立場を確保するために、国際法や条約の活用を積極的に推し進めて行く必要性を指摘した。この考え方には、アメリカ大陸の先住民社会を法的に支援するNGOであるインディアン法的資源センター (Indian Law Resource Center) との密接な連携活動が大きな影響を及ぼしていることが指摘できる。実際にこの総会では同センターによるこれらの戦略に関連した講演会が開催されており、上記の議論はその講演会の後に行われたものであった。その講演会では、水産資源管理に関しては、政策決定に強い影響力を有する他の先住民組織との連携・共闘が有効であること、さらに、国連の先住民人権宣言や、太平洋サケ条約やユーコン川サケ協定、米州機構などの二国

間あるいは多国間の資源あるいは経済に関する条約において確保されている、先住民（地域住民）の議決参加権や調停機関への告発権、意見書の提出権を最大限活用すべきとの提言がなされていた<sup>3)</sup>。

ステイーブンス・ビレッジの代表は、国や州政府による先住民のサブシステム権侵害を告発したうえで「この協議会にはそれを正す義務があり、水質汚染改善だけでなくサケを含む水産資源の保護も見据えたさらに広い視点を持つべきであり、そのためにさらなる資金源を獲得する必要がある」と主張した。これに続くコユクック集落の代表の「水産資源管理権を主張するため、ユーコン川流域の全先住民社会は声をひとつにすべきである」という意見をはじめとして複数の理事からも、YRITWCの活動対象は水質に限定せず河川に関係するあらゆることに及ぶべきとの意見が出され、これを受けて、執行委員が活動範囲を水産資源管理に拡大する旨提案し、承認を得た。

しかしながら、この総会の後でもYRITWCは、サケ資源の管理について目立った活動を行わなかった。この総会の後、YRITWC内で経営上の問題が発生し、長期間にわたって新規のプロジェクトを開始することができなかつたのである。一方、2007年を境にマスノスケの溯上量が減少し、先に述べた2011年度あたりからは、アラスカ州当局などによって漁獲規制が非常に厳しく実施されるようになっていた。2015年現在、商業漁業は完全に禁漁、サブシステム漁撈も非常に厳しく制限されている。このような溯上量減少にはアラスカ州当局も危機感を示し、緊急調査や商業漁業への経済援助措置を講ずるとともに、2012年にはマスノスケの資源利用者を広く招いた会議をベッセル（Bethel）で開催し、情報を共有するとともに制限への理解を求めると至った。この会議をきっかけに、アラスカ州内の32のユーコン川流域先住民政府が新たにユーコン川流域先住民政府間漁業委員会（Yukon River Inter-Tribal Fish Commission：以下YRITFC）を結成して、サケ資源に関する利害調整、管理計画の策定にあたることになった。この委員会は、同時に結成されたクスコクウィム川における委員会と同様、ユーコン川下流から中流域およびクスコクウィム川流域の先住民政府の組織であるAssociation of Village Council Presidentsおよびアラスカ州内陸部の先住民社会が組織するTanana Chiefs Conferenceが主導するもので、前述のYRITWCのとは基本的に別の組織であるが、YRITWCで主導的な役割を担っている数名もYRITFCの設立に関わっており、グイッチンとコユコンの組織であるCATGも支持を表明している。特筆すべきなのは、サケ資源の管理を当初から謳っている組織に、商業漁業を行うユーコン川河口周辺の先住民社会と、サブシステム漁撈のみを行う中流域の先住民社会の双方が参加していることである。つまり、2003年のYRITWCの総会時点で、ユーコン川の下流から上流までの先住民社会は、サケ資源管理に関する合意形成の必要性を深く認識していて、議論が決裂しないよう慎重に事を運んだが、経営上の問題でYRITWCでの進展が困難になってしまった。それと同時期にマスノスケの溯上量が大幅に減少した。皮肉にもこの危機は、利害が対立しがちな河口部の

商業利用者と中～上流部のサブシステム利用者双方を交渉のテーブルに就かせるきっかけとなったのである。

ユーコン川流域の先住民社会は、サケ資源の管理に関して、このように慎重かつ柔軟に対応して事にあたっている。先に述べたように、遡上すなわち一方向的に移動する資源であるサケに関しては、上流部のサブシステム利用のみの社会と商業利用も行う下流部の社会が対立しがちである。このような状況下において、互いの信頼・協力関係が十分に醸成されないまま、いきなりサケの資源管理の問題を議論の俎上にあげると、合意形成が難しいどころか、YRITWCに参加をすること自体を拒絶する先住民政府が出かねなかった。それでは、YRITWCの決議からも「ユーコン水系流域先住民社会の総意」としての法的社会的権威性が大きく失われることになってしまう。加えて実際に資源管理のルールを作ったとしても、そのルールに参加していない先住民社会が多く存在している状態では、その実効性には大きな疑問符が付くため、非先住民のステークホルダーへのアピールは非常に限られたものになる可能性が高い。つまりYRITWCが「大多数の流域先住民社会が参加した協議会」にならなければ、外部社会に対しても影響力のある主張を展開することができないのである。

そこでYRITWCを立ち上げた各地域のリーダーたちは、まず流域の先住民社会が意見を一にして等しく参加できる問題である環境汚染の問題を前面に掲げて協議会を立ち上げ、大多数の先住民政府の参加を得ることに成功した。さらにYRITWCの活動では、水質改善の各事業の運営を通じて一体感を醸成し、実績も積み重ねることで、参加した各先住民社会が他の参加社会に対して「同じ目標を共有しそれに向けて協働可能な存在である」という感覚を持ち得るよう仕向けて行った。くわえて、議論や合意形成の場では、どの先住民社会から見ても合意形成が適正に行われていると判断できるよう、流域の先住民社会に共通した議論の方法を踏襲した（井上 2011: 158-160）。これらが十分に達成できたと判断できた段階で、満を持してサケなどの水産資源の管理の議論に踏み込んだ。

しかし、YRITWCでの活動が困難となり、またマスノスケの遡上量も大幅に減少したことを受けて、新たにYRITFCを結成し、引き続き「ユーコン川流域の先住民社会の総意」いわば「一つの声」の形成を目指していると考えられるのである。これらの一連の活動はユーコン川サケ資源の利用・管理における力関係のなかで、より強いステークホルダーとしての立場を確保しようとする試みとして注目される。

## 9 おわりに

第5節で事例検討したように、海洋資源であるサケは、それらが遡上するユーコン水系の河川の流域に住む内陸の先住民社会にとっても、単なる食料源としての重要性を超えた重要な社会資源であった。しかしながら、その「海洋で生活し産卵のために国際河

川を遡上する」という特性のため、資源管理は多様なステークホルダーが関わる複雑なものとならざるを得ないことが指摘できた。まず、第4節で指摘した通り、「遡上＝劣化しつつ一方方向に移動する」という特性ゆえ、同じ先住民社会同士であっても、河口部の商業利用を行う社会と、中流域以上で商業利用は行わず伝統的な「生計利用」のための資源として重要視する社会との間では、潜在的な対立が生じかねない状況が存在した。

また、第6節で検討したように、サケ資源の管理は、先住民の「伝統的認識」による資源把握法ではなく科学的手法によって行われ、先住民はかれらの現場感覚とはそぐわない規制に従わざるを得ず、それによって地域社会へのサケの供給も大きく左右されていた。さらに政治的・経済的に発言力の強いステークホルダーにより配慮した決定が下されたと疑われる事例も存在し、先住民社会には不満が蓄積するが、それに対する有効な異議申し立ての機会が十分に確保されているとは言い難いのが現状であった。加えて、河川が遡上する前の段階で水産企業によって大量に混獲されてしまうことや、資源管理そのものが米加両国間の利用調整問題に発展したことなどによって、尊重されるはずの伝統的利用者たる先住民の権限が及ばない領域で、資源状態を大きく左右される事態が生じた。ここでは先住民のプレゼンスは相対的に低下し、この点でもかれらの社会的ニーズを満たすための主張の機会が十全に確保されているとは言い難かった。このように見ていくと、単に法律の条文上の問題ではなく、様々なレベルで、西洋人と接触する以前には先住民たちが有していたはずのサケ資源の管理権限が、現在では実質上奪われてしまっていることがわかる。

第8節で検討した YRITWC やそれに続く YRITFC の活動は、このような管理権限を再び取りもどし、サケを巡る諸問題を先住民の立場から解決しようとする試みであるといえる。YRITWC の活動では、潜在的な対立関係にある先住民社会同士を、巧妙な協議会運営で結びつけつつ「一つの声」の醸成が目指されていた。そのような「一つの声」はユーコン川流域の先住民が、国家行政に組み入れられて以来失っていたサケ資源を管理する有効な権限を、再び獲得するうえで鍵となるものであった。さらにその一つの声を、各国政府や企業といった有力なステークホルダーと伍しつつ主張していくための有効な後ろ盾として、国連の人権宣言でうたわれた先住民の権利や国際条約の告発権など地域住民に与えられた権利を活用しようとしていた。

マスノスケ遡上量減少に対する新たな取り組みである YRITFC の活動はまだ始まったばかりであり、参加していない社会の動向や、具体的な合意形成が出来るかどうかは今後注目していきたい。

## 謝辞

本稿は、2014年1月に開催された国際シンポジウム「北太平洋沿岸諸先民文化の比較研究—

先住権と海洋資源の利用を中心に」の発表内容を基に、そこでの討論や指摘の内容を反映させ、さらにその後の情報を加えて再考したうえで執筆したものである。同シンポジウムの研究代表者であるアラスカ大学フェアバンクス校の David KOESTER 先生、国立民族学博物館の岸上伸啓先生、アリゾナ大学の Benedict J. COLOMBI 先生をはじめ、シンポジウムでの発表者やコメントターの先生方には、多くのコメントを頂戴した。本稿で提示した資料は、科研費15251012、15K12960の助成を受けて行われた現地調査で収集された。調査においては、グイッチン社会の漁撈者や YRITWC の総会に参加した各先住民政府の代表者をはじめとする参加者・関係者の方々には、調査において多大なご支援・ご協力を賜った。ここに記して感謝の意を表するものである。

## 注

- 1) 近年では両政府間で覚書協定 (Memorandum of Agreement) が取り交わされるなど、齟齬を解消しようとする動きもみられる。
- 2) <http://www.yritwc.org>
- 3) その際に用いられた配布資料として Indian Law Resource Center (2003) を挙げておく。また、詳細については、拙稿 (井上 2011) を参照されたい。

## 引用・参考文献

(和文)

井上敏昭

- 2003 「内陸アラスカ先住民社会におけるサケ資源の利用と管理の諸問題」岸上伸啓編『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』(国立民族学博物館調査報告46) pp. 131-160, 大阪: 国立民族学博物館。
- 2007 「『我々はカリブーの民である』アラスカ・カナダ先住民のアイデンティティと開発運動」煎本孝, 山田孝子編『北の民の人類学 強国に生きる民族性と帰属性』pp. 95-122, 京都: 京都大学学術出版会。
- 2008 「社会資源としてのサケ—ユーコン川上流域の先住民社会におけるサケの重要性とそれをとりまく諸問題」岸上伸啓編『海洋資源の流通と管理の人類学』(みんぱく実践人類学シリーズ3) pp. 41-68, 東京: 明石書店。
- 2011 「越境する先住民社会—ユーコン川流域環境の改善に取り組む先住民政府間協議会」松本博之編『海洋環境保全の人類学』(国立民族学博物館調査報告97) pp. 141-167, 大阪: 国立民族学博物館。

近藤社秋

- 2015 個人的情報提供。

(欧文)

Inoue, Toshiaki

- 2001 Hunting as a Symbol of Cultural Tradition: the Cultural Meaning of Subsistence Activities in Gwich'in Athabaskan Society of Northern Alaska, In I. Keen and T. Yamada (eds.) *Identity and*

*Gender in Hunting and Gathering Societies* (Senri Ethnological Studies 56), pp.94–101. Osaka: National Museum of Ethnology.

- 2004 The Gwich'in Gathering: The Subsistence Tradition in Their Modern Life and the Gathering against Oil Development By the Gwich'in Athabaskan. In T. Irimoto and T. Yamada (eds.) *Circumpolar Ethnicity and Identity* (Senri ethnological Studies 66), pp.183–204. Osaka: National Museum of Ethnology.

Yukon River Inter-Tribal Watershed Council (YRITWC)

- 2002 *Yukon River Unified Watershed Assessment*. Anchorage: Yukon River Inter-Tribal Watershed Council.
- 2003 *Yukon River Inter-Tribal Watershed Council 4th Bi-Annual Summit Ft. Yukon, Alaska 18–22 August 2003 Hosted By Gwichyaa Gwich'in Tribal Council*. Fairbanks and Anchorage: Yukon River Inter-Tribal Watershed Council.
- 2005 *Success Stories –Tribal Environmental Program Success in the Yukon River Watershed*. Fairbanks: Yukon River Inter-Tribal Watershed Council.
- 2007 *Tribal Environmental Organizations Guide*. Fairbanks and Anchorage: Yukon River Inter-Tribal Watershed Council.
- 2012 *2011 Annual Report*. Fairbanks and Anchorage: Yukon River Inter-Tribal Watershed Council.

Fall, James A., A. R. Brenner, S. S. Evans et al.

- 2013 *Alaska Subsistence and Personal Use Salmon Fisheries 2011 Annual Report*. Anchorage: Alaska Department of Fish & Game Subsistence Division.

Fredson, John

- 1982 *Stories told by John Fredson to Edward Sapir*. Fairbanks: Alaska Native Language Center, University of Alaska.

Indian Law Resource Center

- 2003 *International Opportunities for the Protection of the Yukon River Watershed –A Handbook of Strategies*. Helena: Indian Law Resource Center.